

IMO 第 43 回海洋環境保護委員会(MEPC43)の結果について

標記会合は、平成 11 年 6 月 28 日から 7 月 2 日まで、ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催され、我が国からは運輸省関係者 23 名からなる代表団が出席した。今次会合における主な審議結果は以下のとおとおり。

1. 船底防汚塗料の使用による有害影響について

(1) 経緯

昨年 11 月の MEPC42 ではワーキンググループ(WC)が設置され、本件について本格的な審議が開始された。審議の結果、以下の 2 点について合意された。

- ・ TBT 系船底塗料の使用規制手法については、MARPOL 附属書 の発効が困難となっている反省から、これに拘束されない独立した新条約を作成し、代替塗料のクライテリアを含んだ形で、短い期間で発効させることが重要である。
- ・ 2003 年 1 月 1 日以降 TBT 系船底防汚塗料の塗布禁止、2008 年同日以降船体への使用、 存在の完全禁止を確保するために MEPC が強制力のある法的文書を作成することを促進する旨の総会決議案を作成すべきである。なお、この総会決議案については、第 21 回総会へ送ることが承認された。

(2) 審議結果

MEPC42 において、各国に対して今次会合へ向けて強制化するための新条約の枠組み等に関する意見を提出するよう要請がなされていることから、我が国、米国等から提案がなされていた。

初日の全体会合では、TBT の船舶の防汚塗料としての使用を禁止することについて異議を唱える国はなかった。禁止の時期については、いくつかの TBT 塗料の代替塗料が存在しないとし、総会決議案の 2003 年の船舶への塗装禁止及び 2008 年の全面使用禁止の時期を再考するよう主張したが、前回 MEPC42 にて総会決議案を承認したことを考慮し、大半の国は上記ターゲットデートを目標に TBT 塗料の使用を禁止することを主張し、このデートをターゲットとすることが合意された。

新条約の内容の審議は、米国提案を土台としてワーキンググループ(WG)の場で審議されることとなった。

WG では、米国提案の条約案文(全 21 条)を逐条で、第 1~5 条まで審議を行った。第 2 条(適用)について、米国提案では「国際航海に従事する船舶に適用する」こととなっていたが、それ以外の船舶にも適用すべきとの発言が蘭、フィンランド等からあった。

これに対し、プレジャーボートを含む小型船は、各国ですでに TBT の使用を禁止されているため、この条約の対象とすべきであるが、その数が膨大であり、行政的にも負担が大きい旨の指摘もあり、議場の意見は、両極に分かれたため当該部分について

はブラケット付きで今後さらに検討していくこととなった。第 5 条(使用禁止物質リストの改正手続)については、大筋において合意された。条約会議を 2001 年に開催する件については、多くの国が 2003 年の TBT 塗布禁止を重要とし、2001 年の開催を主張した。我が国からは、米国案の各条文をすべて検討することは出来なかったが、今回の進捗状況及び未検討の条文には条約固有の定型の条文も多く含まれることから、MEPC45(2000年11月開催)までには条約案の最終化を行うことは十分可能である旨発言した。これに対しノルウェー等が支持を表明した。

第 4 日目の全体会合において、WG 議長から、条約会議の開催については、WG としては 2001 年に条約会議を開催することで同意した旨の報告したが、WG の議長としては 2001 年の条約会議開催には懸念を抱いている旨の発言があった。このため、2001 年の条約会議開催を理事会に対して求めることが難しい情勢のまま、その日は閉会した。

最終日に、条約会議開催を強く求める発言が蘭より出され、議論の末、条約会議開催のための予算を理事会に要求するか否かについてロール・コール・ポートが行われることとなり、投票の結果、賛成 35、反対 12、棄権 25(欠席を含む)の賛成多数で理事会へ条約会議開催を要求することとなった。

2. バラスト水中の有害海洋性生物について

(1) 経緯

海外から船舶のバラスト水の中に潜んで移動したプランクトン等が海洋環境に悪影響を及ぼすことが問題視されてきたことから、MEPC の場でバラスト水中の有害海洋性生物を規制するための規制案について議論されてきた。

MEPC42 では、新規則の形式について、新議定書を策定することによる MARPOL73/78 条約への附属書の追加、MARPOL73/78 条約の改正による新附属書の追加、新条約の 3 つについて検討したが、バラスト水管理は寄港国の管理に基づくもので旗国主義を中心とする MARPOL73/78 条約にはなじまない等いろいろな意見が出された他、適用船舶等でも意見が分かれ、結局基本コンセプトすら合意が得られなかった。しかしながら、多くの国から、統一ルール必要性、安全性の確保の重要性、寄港国の関与の必要性等が指摘され、最終的にこれまでの議論をふまえた上で次回会合で規則案のとりまとめが出来よう事務局を中心に作業を進めることとなった。

(2) 審議結果

バラスト水管理の具体的手法として、すべての船舶とすべての海域を対象とし、必要に応じて除外対象を決めようとする'universal approach'(米国案等)と、バラスト水管理に係る安全・環境・経済のそれぞれの分野での懸念の適切なバランスを得るためバラスト水管理区域(以下 BWMA)を設定した上で、この区域を適用対象とする(日

本案等)の概念が対立した。‘ universal approach ’を提案する米国は、有害水性生物の移動は全世界的に防ぐ必要があること、生物環境の破壊は予見不可能で、10 数年後に認識されるものであること、先進国のみが自国の水域を防御するのではなく、開発途上国のためにも全体的な規制が必要であると主張、ドイツ等多くの国がこれを支持した。一方、BWMA を提案した我が国、オーストラリア等については、ギリシャ等が BWMA 方式を支持したが、議長は‘universal approach’を支持する国のほうが多いとして、WG においてはこれをベースとして検討するよう支持した。

このため、WG においては、事務局が用意した条約案のうち‘universal approach’の考え方を採用した案及び米国案を比較しつつ検討に入ったが、我が国提案の他、積極的に今期会合に対応し、規則案を提出していたノルウェー及びオーストラリア案は、検討対象とならないことになり、双方の優劣を比較し実効性を考慮しつつ合意を形成していく形が取れず、議論は空転した。

今次会合では、バラスト水管理に関する基本概念が対立したままで審議に入ったこともあり、事務局が準備した検討ベース案の大半は基本概念の整理とともに手付かずの状態となった。このような状況から、WG 議長は、バラスト水管理問題は MEPC の最重要課題であるとして、できる限り早期に条約文を作成する必要があるが、2000 年/2001 年の条約会議開催は極めて困難であるとの見解を述べ、全体会合で承認された。

3.MARPOL73/78 附属書 /16 規則(有害液体物質船内緊急手引き書)について

(1) 経緯

1992 年に開催された BCH22 において、OPRC 条約(油汚染の準備・対応及び協力に関する国際条約)の対象物質を拡大することに伴い、MARPOL 附属書 (ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則)適用船舶に対する上記手引書の備え付け等を強制化する提案がなされ、昨年 11 月の MEPC42 において、MARPOL 附属書 第 16 規則改正案(追加)が承認されたところである。

(2) 改正概要

総トン数 150 トン以上の有害液体物質を運送する船舶(内航、外航を問わず)に、上記手引書の備え付け等を強制化するもので、発効日の 24 ヶ月後(2003 年 1 月 1 日)に新船、現存船に同手引書の備え付けが義務付けられる予定である。

附属書 第 16 規則の改正に関連して、BLG 小委員会の議長及び我が国より、油及び有害液体物質汚染防止緊急措置手引書の兼用を認める規定の整合性の観点から BLG1 で合意された改正案に基づいて附属書 I 第 26 規則の改正をあわせて採択するよう要請したところ、特段の反対はなく合意され、最終的に附属書 第 16 規則改正(追加)及び附属書 I 第 26 規則改正(追加)が採択された。

4.その他の条約採択案件について

(1) MARPOL 附属書 I/13G 規則の改正

重油等を運搬する載貨重量 20,000 トン以上 30,000 トン未満の 13F(1)規則に該当する現存精製油運搬船に 20,000 トン以上の原油タンカーと同様の規則を適用する旨の附属書 I/13G 規則の改正は採択された。本改正は、1/3 以上の締約国又は商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の 50%に相当する商船船腹量以上となる締約国のいずれかが 2000 年 7 月 1 日までに異議通告しない限り、2001 年 1 月 1 日に発効することとなった。

(2) IBC コード及び BCH コードの改正

貨物タンクの通気装置の二重化に関して 2002 年 7 月 1 日以前に建造された総トン数 500 トン未満の船舶に対し、主管庁による緩和を認めるとの我が国提案を含む IBC コード及び BCH コードの改正は反対なく採択され、MSC での採択を条件に、1/3 以上の締約国又はその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の 50%に相当する商船船腹以上となる締約国のいずれかが 2002 年 1 月 1 日までに異議通告しない限り、2002 年 7 月 1 日に発効することとなった。